

吉見町立中学校に係る部活動の方針（改訂）

令和5年10月1日

吉見町教育委員会

1 部活動の方針等の策定

校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表に努める。

各部活動における顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

2 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教職員数等の配置状況を踏まえ、適正な数の部の設置に努める。また、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど、教職員の協力体制が得られるように工夫する。

さらに、各部活動の活動内容を把握し、必要に応じて指導・是正を図る。

3 適切な指導の実施

顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

また、生徒の安全・安心の確保を徹底する。

4 適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うように努める。

- ・平日は少なくとも1日以上、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。
（大会等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）
- ・長期休業中は、週に2日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

5 朝練習の原則中止

生徒の心身の健全育成と、教職員の負担軽減の観点から、始業前の部活動朝練習を原則行わない事とする。ただし、以下の場合は校長の判断により朝練習の実施を認める。

- ・公式大会及びコンクール等の2週間前から当日まで
- ・冬期、活動時間が著しく短くなる期間（概ね11月～1月）